

第1章

韓国のアクセシビリティと法制度

崔 栄繁

要約：

韓国では、建物や交通機関、情報へのアクセシビリティについて、法制度は整備されているため、以下の3点に大別して概観する。

まず一つ目として、建物や交通機関、情報アクセシビリティの確保のために行う行政計画などを定めた施策推進に関する法制度を検討する。障害者・高齢者・妊婦等の便宜増進の保障に関する法律や交通弱者の移動便宜増進法などである。

二つ目の類型として特殊言語と位置付けられ、研究と普及啓発の仕組みを定めたものであり、具体的には、韓国手話言語をろう者の公用語と定めた「韓国手話言語法」や文字としての点字の発展などを定めた「点字法」を紹介する。

三つ目として、個別分野ごとの具体的な場面において、障害を理由とする差別を禁止し、正当な便宜（合理的配慮）の提供を義務付ける権利法として、アクセシビリティを確保する法律である「障害者差別禁止及び権利救済に関する法律」の関連条文を見ることとする。

中間報告となる本稿では、韓国のアクセシビリティについての法制度、現状や課題について紹介し、分析や課題については最終報告の課題としたい。

キーワード：

韓国 アクセシビリティ 障害者差別禁止法 障害者等の便宜増進法
移動便宜増進法 韓国手話言語法

はじめに

アクセシビリティ（accessibility）を、日本政府は障害者の権利に関する条約（以下、障害者権利条約）の公定訳で「利用の容易さ」と訳しており、韓国政府の公定訳では「접근성」

（接近性）としている。「近づきやすさ」、「利用のしやすさ」、「便利であること」などと訳されており、人が建物や交通機関、情報機器・サービスを円滑に利用できることの意である。それらを包括する意味で、本稿では便宜上、アクセシビリティという言葉を使う。

アクセシビリティといっても情報を得ることや、建築物や交通機関の利用など多様な分野にわたり、整理が必要である。そこで一つ目として、建物や交通機関、情報アクセシビリティの確保のために行う行政計画などを定めた施策推進に関する法制度、二つ目として、特殊言語として分類されているもので、韓国手話をろう者の公用語と定めた韓国手話言語法(한국수화언어법)と、文字としての点字の発展などを定めた点字法(점자법)、三つ目として、個別分野の具体的な場面において、障害を理由とする差別を禁止し、正当な便宜(合理的配慮)の提供を義務付ける権利法としてアクセシビリティを確保する法律である「障害者差別禁止及び権利救済に関する法律」(장애인차별금지 및 권리구제에 관한 법률)（以下、障害者差別禁止法）¹の3つに整理して述べることとする。

中間報告となる本稿では、韓国のアクセシビリティについての法制度、現状や課題について紹介し、分析や課題については最終報告の課題としたい。手話通訳士派遣など福祉サービスを規定する障害者福祉法についても本稿では触れず、最終報告で上記法制度との関係を含め整理する。

施策の推進と個人の権利保障・権利救済といういわばツイントラックアプローチによるアクセシビリティの確保が行われている韓国の法制度は、アジアの中では先進的である。その現状や課題を検討することは、アジア各国の障害者に対するアクセシビリティの保障において参考となるだろう。

第1節 韓国の障害者の現況と法制度

韓国では障害を15の種別に分け、障害の程度により重い障害から1級として6級までに区分し、日本に類似した制度として障害者登録制度がある。これは障害者福祉法に依拠した制度であり、障害者として登録をすることで各種福祉サービスを受給することができるようになる。2014年末の登録障害者数は249万4660名であり（うち女性障害者は104

万 5582 名), 韓国の総人口約 5000 万人に対する登録障害者の比率は約 5.1%となっている。一方, 韓国政府は障害者福祉法第 31 条等の規定に基づいて 3 年ごとに行っている実態調査により, 登録をしていない障害者も含めた障害者数の推定値で出しており, 2013 年末現在で 272 万 6910 名の障害者がおり, うち 116 万 2570 名が女性であるとしている。この数値では障害者は総人口に対して 5.59%の比率となる。ちなみに日本の総人口に対する障害者手帳の持つ人の割合は 6.7%とされている²。

障害者福祉法上の障害者の定義は「“障害者”とは身体的・精神的障害で長年日常生活や社会生活において相当な制約を受ける者」(障害者福祉法第 2 条)とされ, 障害者の種別(障害者福祉法施行令第 2 条, 施行規則第 2 条)では, 身体, 脳病変, 視覚, 聴覚, 言語, 知的, 自閉性(自閉症), 精神, 腎臓, 心臓, 呼吸器, 肝(臓), 顔面, 腸ろう・尿ろう(オストミー), てんかんの 15 種別である。登録障害者の種別, 年度別の推移は以下のとおりであり, 最近では登録者が微減傾向にある(表 1)。

(表 1) 登録障害者数

[単位: 千名]

| | 2007 | 2008 | 2009 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 計 | 2,105 | 2,247 | 2,430 | 2,512 | 2,519 | 2,511 | 2,501 | 2,494 | 2,490 |
| 肢体障害 | 1,114 | 1,191 | 1,293 | 1,334 | 1,333 | 1,322 | 1,309 | 1,296 | 1,281 |
| 視覚障害 | 217 | 228 | 241 | 249 | 251 | 252 | 253 | 253 | 253 |
| 聴覚・言語 | 218 | 239 | 262 | 277 | 279 | 276 | 273 | 271 | 269 |
| 知的障害 | 143 | 147 | 155 | 161 | 167 | 173 | 179 | 184 | 190 |
| 脳病変障害 | 215 | 232 | 252 | 262 | 261 | 258 | 253 | 251 | 251 |
| 自閉性障害 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 20 | 21 |
| 精神障害 | 82 | 87 | 95 | 96 | 95 | 95 | 96 | 97 | 99 |
| 腎臓障害 | 48 | 50 | 54 | 57 | 60 | 63 | 67 | 70 | 74 |
| 心臓障害 | 14 | 15 | 15 | 13 | 10 | 8 | 7 | 6 | 6 |
| 呼吸器障害 | 14 | 15 | 16 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 12 |
| 肝障害 | 6 | 7 | 8 | 8 | 8 | 9 | 9 | 10 | 10 |
| 顔面障害 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 腸ろう・尿ろう(オストミー) | 11 | 12 | 12 | 13 | 13 | 13 | 14 | 14 | 14 |
| てんかん | 9 | 9 | 10 | 10 | 9 | 8 | 7 | 7 | 7 |

出典: 保健福祉省ウェブサイト(市, 道 障害者登録現況資料)

第2節 アクセシビリティ確保のための施策を推進するための法制度

1. 概要

施策推進の法制度には、建物の利用や情報へのアクセシビリティについて、バリアフリー施設などの基準などを定めている「障害者・高齢者・妊婦等の便宜増進の保障に関する法律」(장애인・노인・임산부등의 편의증진보장에 관한 법률)³、公共交通機関や歩道におけるアクセシビリティについての計画の立案などを定める「交通弱者の移動便宜増進法」(교통약자의 이동편의증진법)などがある。これらは具体的にバリアフリーの基準を定め、例えば低床バスの導入目標を定め、それに対する補助金の制度などを定め、障害者などが利用可能な建物や交通機関への転換を促す施策を推進するためのものであり、本稿では主にこの二つを取り上げる。

2. 障害者・高齢者・妊婦等の便宜増進の保障に関する法律

(1) 制定過程⁴

「障害者・高齢者・妊婦等の便宜増進の保障に関する法律」(以下、障害者等の便宜増進法⁵)は1997年に制定され、その後、何度かの改正等を経て現在に至る。本則29条と附則1条からなり、所管省庁は保健福祉省⁶である。同法は、公園、公共の建物や公衆が利用する施設、共同住宅、通信施設やその他、障害者等の便宜のためにバリアフリー施設の設置が必要な建物・施設及びその付帯施設において(第7条)、障害者や高齢者などが障害のない人等と同等に施設等を利用できるようにバリアフリー化を行い、あるいは情報を保障するための基準を定めるものである。当初は交通機関、道路、旅客施設も対象に含まれていたが、これらは2005年に制定された「交通弱者の移動便宜増進法」に移管された。

同法の制定の経過であるが、1994年、「障害者便宜施設及び設備の設置基準に関する規則」⁷が制定された。これは大きな意味を持つものではあったが法的拘束力がなく実効性に欠けていたため、より強い法的拘束力がある法律の制定への要求が高まった。1996年11月、当時の野党であった「新しい政治国民会議」が公聴会などを通して「障害者・高齢者・妊

婦等の移動弱者の自由な社会的移動・アクセスと、社会的な情報へのアクセスを保証するためのアクセス保障基本法案」を提出し、当時与党の新韓国党が同年 12 月に「障害者及び老弱者の便宜増進に関する法律案」を国会に提出し、調整等を経て、翌年の 1997 年 3 月 17 日に現行の法律名である障害者等の便宜法として国会で採択され、翌年 4 月 11 日より施行された。そして、法や施行規則の改正を重ね、現在に至っている。

(2) 主な内容

第 1 条の法律の目的には、「この法は、障害者・高齢者・妊婦等が生活を営むことにおいて、安全で便利に施設や設備を利用し、情報にアクセスするように保障することにより、これらの社会活動の参画と福祉増進に寄与することを目的とする」とある。第 2 条は様々な用語の定義がされ、「障害者等」とは、障害者や高齢者、妊婦など生活するうえで移動や施設の利用、情報へのアクセスに不便を感じているものとしている。また「バリアフリー施設」を障害者等が生活を営む上で移動と施設利用の便利を図り、情報へのアクセスを容易にするための施設や設備、としている。第 3 条はバリアフリー施設設置の基本原則がさだめられ「施設主は障害者等が公共の建物および公衆が利用する施設を利用することにおいて、可能な限り最短距離で移動できるようにバリアフリー施設を設置しなければならない」としている。第 4 条では「アクセシビリティ」として「障害者等は人間としての尊厳と価値及び幸福を追求する権利を保障されるために障害者等ではない人たちが利用する施設と設備を同等に利用し、情報に自由にアクセスすることができる権利を有する」という権利規定を行っている。対象施設については上述した通りであり第 7 条に規定がなされ、第 8 条ではバリアフリー施設の設置基準について施行令で定めるとし、具体的には施行令の計 4 つの別表によって規定されている。また、バリアフリー施設の構造や材質については保健福祉省令で定めるとの規定がされている。その他、バリアフリー施設に対する指導、監督及び設置計画の立案（第 10 条～第 12 条）、設置支援（第 13 条）、是正命令（第 23 条）、罰則及び過料・怠料（第 25 条～第 27 条）、履行強制金（第 28 条）などとなっている。第 10 条の 2 から 7 では「障害物のない生活環境認証制度」(장애물 없는

생활환경인증제도)への規定がなされている。2016 年 6 月からの施行であるが、のちに若干触れる。また、バリアフリー施設の設置対象は上述のとおり 4 つである。その中で、「公園」には都市の大きな公園や住宅地域の公園だけでなく、国立公園や日本の県立公園などに該当する道立公園なども含まれる。「公共機関」や「公衆が利用する施設」の「公衆が利用する施設」には、地域の生活施設や公共施設、医療施設、業務施設、運動施設、教育研究施設、宗教施設、宿泊施設、一般の公衆浴場、販売施設、運輸施設、放送・通信施設、

葬儀施設、観光休憩施設などが含まれる。2005年には、理容院、美容院、医院なども含まれるようになった。近隣生活施設や業務施設は障害者等の便宜法の施行令で定める一定面積以上の施設物のみが義務の対象となる。

また、義務化の対象が「整備対象施設」と「対象施設」の2種類に分類されている。整備対象施設は建築年度に関係なく、同法が定めたバリアフリー施設を設置しなければならない施設であり、対象施設は同法が定める講演や公共機関、公衆が利用する施設や共同住宅、通信施設の中で、1998年以後に新築や改築、増築や用途変更、大改修をした一定規模以上の施設を意味する。整備対象施設には横断歩道や地域の役場など公共業務施設（1000平方メートル未満）、5つ以上の大便器を設置した公衆トイレ、障害者福祉施設、高齢者福祉施設、総合病院、障害者の特殊学校、国や地方自治体の庁舎（100平方メートル以上）、旅客自動車ターミナル、港湾施設及び総合旅客施設、空港、（長距離）鉄道駅舎（急行以上が停車する駅）、都市鉄道駅舎が含まれていたが、この中で旅客ターミナルや鉄道駅などは移動便宜増進法に移管された。これらの整備対象施設は、バリアフリー施設の設置について2年から7年の猶予期間を置いている。

罰則規定であるが、是正命令に従わない場合、500万ウォン未満の罰金を支払わなければならないが、車いすなどを設置しない場合は100万ウォンの過料が課せられる。さらに資料の提出などに応じず、あるいは虚偽の資料を提出した場合、また検査を拒否する場合には200万ウォンの過料が課せられる。

さらに履行強制金が賦課される場合もある。履行強制金の50%は地方自治体が、残りの半分はバリアフリー施設設置促進基金として使用されることになっている。バリアフリー設備を設置しなかった場合、通常所要される人件費と資材費の20%、次に、バリアフリー施設を設置するのに必要な階段の有効床面積等、必要な面積を確保しない場合には地方税法により当該対象施設に適用される1平方メートル当たりの課税時価標準額の20%に該当する金額に違反面積をかけた金額としている。3つ目に、宿泊施設において、障害者用宿泊施設物を設置しなかった場合には当該宿泊施設に確保されなければならない障害者用の客室数に相当する一般客室の年平均収入金額の20%の金額とされている。4つ目としてバリアフリー施設の入りや管理をしない場合、上記3つの規定による該当費用の10%とされている。

（3）課題

かなり実効性が伴っているのではないかと思われる法律であるが、もちろん課題も多い。情報アクセシビリティについての規定が弱い。バリアフリー施設のことだけを定めている法律ではないはずであるが、視覚障害者や聴覚障害者などが必要とする情報保障の部分が弱い。文字案内板や点字ブロック、非常点滅灯などの避難設備などに過ぎない。テレビや劇場などにおける字幕などの情報保障や音声案内などがさらに整備されるべきで

ある。

そして、実効性という問題から所管省庁が保健福祉省である、ということが問題である。障害者等の便宜法は福祉サービスについて規定する法律ではなく、建物などの施設物についてのバリアフリーを推進する法律であり、建築物などを所管する省庁、具体的には国土交通省に移管することが望ましいと思われる。

3. 交通弱者の移動便宜増進法

(1) 制定の背景

移動便宜増進法は 2005 年に制定され、翌年に施行された。同法の制定の背景には 2001 年以降の障害者団体による移動の権利を求める運動（移動権運動）があげられる。2001 年 1 月、韓国鉄道公社（当時）水仁線のオイド（오이도）駅で、エレベーター型の垂直型の昇降機（垂直型リフト）から車いすの利用者であった障害者の夫婦のうち 1 人が死亡、1 人が重傷を負うという事故が発生した。事故の原因はロープが切れた、ということだが、設置基準があいまいといった複数の理由で、死亡事故でありながら韓国鉄道公社や建設交通省（当時）、保健福祉省などどの機関も責任を取らず、裁判においてもどこにも責任がないという判決が下った。これに対して障害者団体は、障害者便宜施設促進市民連帯（以下、便宜施設連帯。現在は障害物のない生活環境市民連帯）を事務局団体とした「オイド駅障害者垂直リフト墜落惨事対策委員会」（オイド対策委）を結成し、事故原因の調査や今後の対策を要求する活動を行った。しかし、保健福祉省は、建設交通省や鉄道公社の所管である、建設交通省は、バリアフリー施設は保健福祉省の管轄である、として、たがいに責任を認めなかった。そこで 2001 年 4 月に「障害者移動権の争取のための連帯会議」

(장애인 이동권 쟁취를 위한 연대회의)（以下、移動権連帯）が発足し、障害者の交通機関などのアクセシビリティ保障運動が本格化する。移動権連帯には 60 余りの団体が加盟し、地下鉄駅のエレベーター設置やノンステップバスの導入、障害者等の便宜法の改正などを求めて激しい運動を展開した。この結果首都であるソウル市は、地下鉄駅のエレベーターの設置やノンステップバスの導入など行うなどの成果があったが、ソウル市に限定されたものであり、他の地域へ広がることはなかった。また障害者等の便宜法の改正についても管轄省庁の保健福祉省はバスなどのアクセシビリティを強制する手段がないということで、成果を上げることができなかった。

そこで、交通機関などに強制力のある新法制定運動がはじまり、便宜施設連帯や政党、法律専門家によって、日本で 2000 年から施行されている「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」（以下、交通バリアフリー法）やアメリカの「障害を持つアメリカ人法」（Americans with Disabilities Act）の第 2 編を参考に韓国の実態を反映させた「障害者・高齢者・妊婦等の交通手段の利用及び移動保障に関する法律案」（移動保障法案）を作成した。2004 年、建設交通省は移動保障法案を基に「交通弱者の移動便宜増進法案」を作成し、さらに、移動権の保障規定、ノンステップバスの導入の義務化、予算支援などの内容を追加した交通弱者の移動便宜増進法が 2005 年に制定されたのである。

(2) 主な内容

移動便宜増進法は全6章、34条の条文、5条の附則からなり、鉄道やバス、航空機や船舶などの交通手段、旅客施設、道路などの分野のバリアフリーを推進する法律である。

第1章総則（第1条から第5条）で、第1条の目的規定には「交通弱者が安全で便利に移動することができるように交通手段、旅客施設及び道路に移動便宜施設を拡充し、歩行環境を改善し、人間中心の交通体系を構築することにより、交通弱者の社会参画と福祉の増進に寄与することを目的とする」とされている。第2条は定義規定であるが、その中で交通弱者について「交通弱者とは障害者、高齢者、妊婦、嬰幼兒を同伴した人、子供等、日常生活で移動に不便を感じる人をいう」と定義されており、広範である。また注目すべきものとして第3条には移動権規定が以下の通り規定している。「交通弱者は人間としての尊厳と価値及び幸福を追求する権利を保障されるため、交通弱者ではない人が利用するすべての交通手段、旅客施設及び道路を差別なく安全かつ便利に利用し、移動することができる権利を有する」。この権利規定が具体的な権利を定めたものか否かは明確ではないが、様々な機関や団体が様々な場面で「移動権の保障」という用語が使用していきおり、韓国社会において障害者などの移動の権利という概念が浸透する一つの道具となっていると思われる⁸。

第2章（第6条から第8条）は交通弱者移動便宜増進計画（以下、移動便宜増進計画）について規定している。これは5か年計画で、国土交通省と地方自治体に対して立案を義務化しているのが特徴である。計画の内容は移動の便宜増進の基本方向及び目標やバリアフリー施設の実態調査並びに改善や拡充に関する事項、歩行環境の実態並びに改善や拡充に関する事項、ノンステップバスの導入に関する事項などが含まれる。2016年末、2017年から2021年までの第3次計画が立案されており、概要を後述する。

第3章（第9条から第17条）は移動のバリアフリー施設の設置基準等について規定がされており、細部は施行令にゆだねられている。第9条は移動便宜増進法の対象施設であり、交通手段、旅客施設、道路とされている。交通手段と道路は障害者等の便宜増進法にされていた規定を移管したものである。第14条と第15条ではバスや都市鉄道車両についての利用保障を規定している。路線バスの場合、ノンステップバスを一定台数を運行する者に優先的に路線旅客自動車運送事業の免許を与えるなどのインセンティブを与えている（第14条第2項）。また、同条第4項では交通事業者がノンステップバスを導入する場合、国や地方自治体の財政支援を規定し、同条第4項ではノンステップバスを導入する事業者に対して、国土交通省と地方自治体から補助金が出されることになっている。第16条は特別交通手段について定め、基礎自治体の長に対し特別交通手段導入義務を定めた。

第4章は歩行優先区域についての規定である。基礎自治体の長は歩行優先区域を指定す

ことができ、指定及び維持管理のための計画を立案しなければならない、とされた。

第5章（第25条から第30条）は補則であり、第25条では交通弱者の数字や現状、交通弱者の移動の実態、バリアフリー施設の設置や管理の実態、歩行環境の実態などの実態調査の義務を国に課している。また第26条では研究・開発の促進、第28条では報告や検査などが定められている。さらに第29条では交通事業者が移動便宜増進法を遵守しなかった場合、地方自治体の交通行政機関が1年以内の期間を定め、是正命令を出すことができる旨の規定がされている。

第5章（第31条から第34条）では罰則について定めている。第31条では是正命令に従わない場合には一千万ウォン以下の罰金に処する旨の規定があり、第33条では第28条の報告や資料提出に応じなかったり、虚偽の報告をした場合には200万ウォン以下の過料を賦課する旨の規定がされている。

（3）「交通弱者」の現状

同法に定める「交通弱者」の現状と課題について、国土交通省が出した第3次交通弱者移動便宜増進計画（2017～2021）を手掛かりにみることにする。

まず、交通弱者の数であるが、障害者、高齢者、妊婦、子供、嬰幼兒同伴者を足したものが総計となり、韓国の総人口5152万人のうち25.7%にあたる1323万人とされている。そして、2021年までに年平均2.3%増加し、約1500万名に達すると予測されている。特に韓国は高齢者の比率が高く、2017年には全人口の14%が高齢者とされ、高齢者社会とされている。

移動のためのバリアフリー施設の設置実態は以下のとおりである（表2）。

（表2）交通弱者 移動バリアフリー施設の設置及び管理実態（単位：％）

| 区分 | 基準適合 | 基準未適合 | 未設置 |
|------|------|-------|------|
| 交通手段 | 77.4 | 7.0 | 15.6 |
| 旅客施設 | 67.8 | 8.9 | 23.3 |
| 歩行環境 | 72.2 | 12.3 | 15.5 |
| 平均 | 72.5 | 9.4 | 18.1 |

（出所）국토교통부（国土交通省）2016, 14頁の<표 3-7>をもとに作成。

交通手段では、基準適合率は航空機が98.7%で一番高く、鉄道車両が93.8%、都市鉄道および電鉄車両91.7%、バスが85.3%、旅客船が17.6%となっており、航空機と鉄道車両の不便さはほぼなくなっている段階である。旅客船の低さが際立っているが、建造年数

がたっている古い船舶が多いのが理由である（국토교통부（国土交通省）2016, 15）。

満足度調査では以下の結果が出ている（表3）。

（表3）交通弱者のバリアフリー施設の満足度（単位：点）

| 区分 | 一般 | 交通弱者 | 計 |
|------|----|------|----|
| 交通手段 | 72 | 63 | 66 |
| 旅客施設 | 69 | 60 | 64 |
| 歩行環境 | 66 | 56 | 60 |
| 平均 | 69 | 60 | 63 |

（出所）국토교통부（国土交通省）2016, 14 頁の<표 3-9>をもとに作成。

（4）課題

移動便宜増進法の課題としては交通弱者の範囲が広いこと、障害者にとり基準が甘くなる恐れがある。上記の満足度も交通弱者の種別ごとの満足度が明確でない交通弱者の中に高齢者が多くを占めるなかで障害者の満足度は下がるのではないかと懸念されている。国民の支持を受けて施策を推進するうえでは交通弱者という枠は効果的かもしれないが、移動に一番困難を抱える者に基準を合わせるべきであろう。関連して、移動便宜増進法の基準は障害者差別禁止法第 19 条（移動及び交通手段等における差別禁止）における④に規定する正当な便宜供与義務に関し、正当な便宜の内容を移動便宜増進法の基準と連動させているため、差別禁止の観点からも移動便宜増進法の基準は大きな影響を及ぼすことになる⁹。

また、法律によって策定が義務付けられている移動便宜増進計画の策定に障害当事者の参画が保証されていない。これは行政機関によって立案されるものだが、当事者参画は欠かせない。法律の枠で保障すべきであろう。

第三次の計画に記述されている課題を紹介する。交通弱者の移動権の強化のために都市交通機関においては、鉄道駅のバリアフリー化やノンステップバスの導入を進めているが、交通弱者、特に車いす利用者は、都市間、地域間の移動のための公共交通機関の利用については鉄道のみが可能な状態であり、都市間バスや長距離バスの利用が不可能で、鉄道の不在地域の移動が困難である。これについて、リフトバスの導入などの検討を進めている

（국토교통부（国土交通省）2016, 6-7）。リフトバスの導入については 2020 年に試行事業を行う予定であり、予約制にするかしないかなどを障害者団体や事業者と調整しているとのことである¹⁰。

4. バリアフリー認証制度

最近注目されているものが国の「障害物のない生活環境認証制度」(장애물 없는 생활환경인증제도)である。この認証制度は、国が認める 4 つの機関によってバリアフリーであるとの認証を受けるもので、権威ある機関が認証することで事業者や建築主にインセンティブを与え建物などのバリアフリー化を促す制度である。4 つの機関とは、韓国生産性本部、韓国障害者開発院、障害者雇用公団、韓国土地住宅公社であり、この制度の法的根拠は、障害者等の便宜法第 10 条②、移動便宜増進法第 17 条②、国土交通省と保健福祉省の共同省令である「障害物のない生活環境認証に関する規則」である。最優秀等級、優秀等級、一般等級の三段階に分けて認証し、本認証の機関は 5 年である¹¹。この制度の特徴として、障害者等の便宜法第 10 条の 2 第 3 項に該当する建築物に対しては、認証を受けることが義務化されている点である。また、認証範囲も広いといわれており、こうした形のバリアフリー認証制度は世界であり例がないといわれる。認証制度は国以外にもソウル市が条例に基づいて独自に行っている例もあり、バリアフリー認証制度についての詳細な検討は最終報告で行うこととする。

第 3 節 特殊言語に関する法律

1. 韓国手話言語法¹²

(1) 制定過程¹³

2007 年に成立した障害者差別禁止法は大きな意義を持つが、例えば、手語通訳者の使用には 7 日前までに申請すべき旨が規定されているなど(障害者差別禁止法施行令第 14 条 4 項)課題も多い。障害者の権利に関する条約(以下、障害者権利条約)第 2 条において手話を言語として解釈できる定義がなされたこともあり、すでに 2008 年には韓国ろう協会が中心となって当時の与党であるハンナラ党の議員と共に「手語関連法制研究及び推進委員会」を作り手話言語法制定に向けて懇談を重ねている。しかし、手話言語法制定の運動が本格化したのは 2011 年、ろう学校と寄宿舎の虐待問題を映画化した「トガニ 幼き瞳の告発」によって、ろう児・者の問題が社会に大きな反響を巻き起こしてからである。2011 年に保健福祉省の登録団体が中心となる「手話言語の権利の獲得のための共同対策委員会(手話協対委)」、2012 年に保健福祉省登録団体が中心となる「手話基本法連帯(のち「手話言語法連帯」)」が結成されるなど、障害者団体による運動が本格的に始まった。

こうした動きをうけて、2012年11月に正義党のチョン・ジンフ議員与党セヌリ党のイ・エリサ議員が「韓国手話言語法案」（2012年12月）を発議するなど、制定までに4つの法案が議員より発議された。これらの内容を、公聴会を経て、調整したものが法律となったのである。こうして、2015年12月31日に韓国手話言語法が成立し、2016年8月2日には施行令が採択され、8月4日に施行された。

（2）主な内容

韓国手話言語法は4章20条と2条の附則からなり、所管省庁は文化体育観光省（문화관광체육부）である。

第1章（第1条から第5条）は総則である。第1条（目的）では、「韓国手話言語が国語と同等な資格を有するろう者固有の言語であることを明確にし、韓国手話言語の発展及び保全の基盤を準備し、ろう者と韓国手話言語使用者の言語権と生活の質を向上させること」を目的とするとしている。第2条は基本理念を定めており、韓国手話言語（以下、韓国手語）が韓国のろう者の公用語であることや①、ろう者等が韓国手語の利用により差別を受けないこと、韓国手語により教育を受ける権利を有する旨を規定している。第3条は定義であり、「韓国手語」とは韓国のろう文化の中で視覚・動作体系をもとに生じた固有の形式の言語をいい、「ろう者」とは、聴覚障害を有する者で、ろう文化の中で韓国手語を日常語として使用する者、「ろう文化」をろう者としてろうアイデンティティと価値観を基盤とする生活様式の総称、「ろうアイデンティティ」をろう者として有する自己同一性、とそれぞれ規定している。第4条の国と地方公共団体の責務の④では「国と地方公共団体は、この法律の解釈・適用において、「障害者権利条約」の内容と趣旨に符合させなければならない」という興味深い規定がなされている。

第2章（第6条から第9条）は基本計画の立案に関することで、国は「韓国手語発展基本計画（以下、基本計画）」を韓国手語関連の専門家の審議を経て、5年ごとに立案・施行しなければならない義務を（第6条）、国や市道の長は、基本計画に伴い、毎年韓国手語発展施行計画を立案・施行しなければならないとされる（第7条）。

第3章（第10条から第18条）は韓国手語の発展及び普及に関する規定である。韓国手話言語法の内容において重要なのが手話言語の研究や教育である。韓国各地の手話をろう者の公用語としての韓国手語に統一し、ろう者に普及を図ることが本法の目的の一つだからである。第12条では、ろう者等の家族に対する支援を規定し、第14条では、国は、韓国手語の使用促進及び普及のため、公共機関及び韓国手語関連法人・団体を韓国手語教育院として指定することができる旨を規定し、その運営に必要な経費を予算の範囲で支援することができるとした（第14条③、④）。第16条では手語通訳にかんして、国と地方公共団体は、手語通訳を必要とするろう者に対し、手語通訳を支援しなければならないとし①、

国と地方公共団体の手語通訳を支援義務 (②)、国や地方公共団体は、ろう者の求職、職業訓練、労働等の職業活動全般への手語通訳支援をしなければならない旨を規定している。

第4章 (第19条から第20条は補則である)。

2. 点字法の概要

韓国手話言語法の制定直後である2016年5月に点字法が成立し、2017年5月から施行される。韓国手話言語法をほぼ踏襲した形となっており、4章20条と2条の附則からなることも同じであり、所管省庁も文化体育観光省 (문화관광체육부) である。

第1章 (第1条から第6条) 総則であり、第1条の目的には「点字及び点字文化の発展と保全の基盤を準備し、視覚障害者の点字使用の権利を伸長し、生活の質を向上させることを目的とする」とされている。第3条の定義条項では「点字」は視覚障害者が触覚を活用し自分で読むことができるようにもり上がる点を一定の方法により調合した標記文字をいう。この場合、図形や絵などを触覚で認知することができるよう制作された触覚資料を含む」と規定された。第4条の①で点字はハングルと共に韓国において使用する文字であり、一般活字と同一の効力を備えると規定された。文字としての法的地位を獲得したことになる。

第2章 (第7条から第10条) も韓国手話言語法にほぼ踏襲した形になっており、5年ごとに所管省庁は点字発展基本計画の立案義務を負い、基本計画に従って細部計画を立案・施行の義務を負うとされている。その他実態調査なども韓国手話言語法のそれとほぼ同一の規定ぶりとなっている。

第3章 (第11条から第18条) は点字使用の促進及び普及についての規定であり、例えば第18条では、公共機関等は点字関連の専門人材に資格を付与することが可能とされている。

第4章 (第19条から第20条) は補則である。

3. 小括

韓国手話言語法と点字法の成立は、2014年10月に障害者権利条約の条約体である国連の障害者権利委員会 (Committee on the Rights of Persons with Disabilities) から韓国政府に出された総括所見 (U.N doc CRPD/C/KOR/CO/1”Concluding observations on the initial report of the Republic of Korea) の内容を履行し、歓迎されるべきものだ。パラグラフ41と42で以下のように述べている。

「41. 委員会は、韓国手話が締約国において公式言語として認められておらず、点字を公

式文字として宣言している法案が国会に係留中であることを懸念する。また委員会は、放送物、特にテレビ番組、に対する障害者のアクセスを確保する規定において量についての基準があり、番組の質の確保についての基準がなく、手話や字幕、画面解説、読みやすい／理解しやすい内容を通じて、また、その他のアクセスフォーマットやモード、コミュニケーション方法による十分にアクセシブルな情報の提供ができていないことに懸念する。」

「42. 委員会は締約国に対し、韓国手話を公式言語として承認し、点字を韓国の公式文字として認める法案の採択を勧奨する。また、委員会は放送に対するアクセシビリティを保障する規定に、番組の質に関する基準を含め、手話や字幕、画面解説や読みやすい／理解しやすい内容、その他のアクセスフォーマットやモード、コミュニケーション手段を通じてアクセシブルで十分な情報の提供と共に含めることを確保することを同時に含めることを勧告する。」とある。韓国手話を言語としたこと、点字を文字としたことは当該の障害者にとって大きな意義を持つことは言うまでもない。

これら2つの法律は、文化体育観光省が省庁として所管するが、関連研究機関である国立国語院の特殊言語振興課が実際の法の運用などを行う担当部署となる。同課は2016年9月29日に新設されたばかりであり、特殊言語として韓国手語と点字について、法に基づいて調査、研究、普及啓発などの事業を行う。特殊言語振興課としての予算は、2016年度は8,000万ウォン（約800万円）であり、2017年度は13億ウォン（約1億3,000万円）を要求しているとのことである。

韓国手話言語法についての課題として、まず韓国民の公用語ではなく、ろう者の公用語とされたところに限界と課題が見える。どのように一般社会に普及させるのか、韓国手語を使わない人にも言語として広報、認知させるのか注目したい。研究や教育中心の法律であるが、実生活上、言語としてどこまで保証されるのか、福祉サービスとして提供されている手話通訳士などの社会資源はどれだけ増えるのかも注目すべき点である。

点字についても同様に一般社会において文字としてどれだけ普及がなされるのか注目すべき点である。

第4節 障害者差別禁止法

1. 概要

障害者差別禁止法は、2002年から本格的な法制定運動の結果、2007年に国会で成立し、2008年4月11日施行された。6章、全50条からなる。

総則（第1章）で、まず障害の定義・適用範囲（第2条ならびに第6条）については、障害者の定義を障害者福祉法に沿った規定を行っている（第2条）。登録障害者以外の障害者も対象となり、これは日本の障害者差別解消法の対象が障害者手帳保持者に限られな

い点と同様である。さらに第6条の「差別禁止」条項で過去の経歴や推測されることを理由にした差別を禁止し、同法の適用を受ける障害者の範囲を実質的に拡大しているのが大きな特徴の一つである。第4条では障害を事由とした4つの類型の差別を禁止する。直接差別と間接差別、正当な便宜供与（合理的配慮）の拒否、不利な待遇を表示・助長を直接行う広告あるいは効果である。差別禁止法では、合理的配慮は「正当な便宜」とされ（4条①・4）、同条②の「“正当な便宜”とは、障害者が障害のない人と同等に、同じ活動に参加することができるように、障害者の性別、障害の種類及び程度、特性等を考慮した便宜施設・設備・道具・サービス等、人的・物的な諸般の手段と措置をいう」の定義すなわち合理的配慮の定義、③の差別行為の正当化事由の規定は押さえる必要がある。

第2章、第3章は各則といわれる部分で、雇用（10～12条）、教育（13～14条）などの個別の分野における差別の禁止と正当な便宜の規定を行っている。財と用益（15～25条）では、動産や不動産取引、建物や交通機関へのアクセス、情報アクセス、文化芸術活動や体育活動における差別を禁止している同節は11の条項からなり、広範な分野をカバーしており、その他、司法・行政、サービス及び参政権（26～27条）、母・父性権・性等（28～29条）、家庭・家族・福祉施設・健康権等（30～32条）、障害女性及び障害児童等（第3章）となっている。

第4章、第5章、第6章は、救済の仕組みの規定や私法上の規定、罰則などを定めている。国家人権委員会が第一義的な救済機関（41条）で、手続き等に関しては国家人権委員会法に準拠する。国家人権委員会の勧告不履行の際には法務大臣に是正命令することができる。損害賠償についても重要な規定を行っている。損害賠償の責任を逃れるためには行為者が故意または過失がなかった点を立証しなければならないという立証責任の転換、差別行為をした者が得た利益を被害者の損害額にみなすことと、それでも証明が不可能な場合は論全体の主旨と証拠調査の結果に基づき、相当の損害額を認定することができる。また、差別行為があったのかなかったのか、という証明を誰がするかの問題については、訴える側は行為の事実を証明する程度で、加害者側がそれに対して障害に基づく差別がなかったことを立証しなければならないという立証責任の分配がなされている。

2. アクセシビリティの保障に関連する条文等

本稿の主題であるアクセシビリティに関連する条文を見ることにする。

全体にかかる総則部分の第4条は重要だが、各則の部分では情報・意思疎通に関する規定となる第18条から第21条が重要である¹⁴。第18条（施設物アクセス・利用の差別禁止）の③と④では、正当な便宜供与の拒否を禁止し、正当な便宜の基準は先述の通り障害者等の便宜法施行令によるとされる。第19条は移動及び交通手段等における差別禁止であり、第20条は情報通信・意思疎通における差別禁止である。第21条は情報通信・意思

疎通での正当な便宜供与義務を定めている。

まとめ

本稿は中間報告ということで、韓国におけるアクセシビリティに関する法制度の概要を紹介した。本稿で触れた法制度以外にも視覚障害者の画面開設放送やウェブアクセシビリティの確保のための事業、聴覚障害者向けの電話リレーサービスなど、情報アクセシビリティ確保のための多様な事業や制度が存在する。本文中にも触れたが、障害者福祉法による手話通訳者派遣など福祉サービスに関しても今回は触れていない。

最終報告ではさらにアクセシビリティに関する法制度の全体像を明確にし、障害者差別禁止法の運用における障害者等の便宜法、移動便宜増進法、韓国手話言語法との関係など、法律間の関係などの検証を行い、韓国の制度の意義や課題を論じることとしたい。

〔注〕 _____

¹ 詳細は崔（2010）、日本語訳は崔（2011）

² 平成 28 年版障害者白書 192 頁

³ 「장애인・노인・임산부등의 편의증진보장에 관한 법률」は直訳すると「障害人・老人・妊産婦等の便宜増進の保障に関する法律」となる。まず、韓国では「障害者」を「障碍人」と表記するが本稿では日本の法律上使用されている「障害者」を訳に充てる。また、老人は高齢者、妊産婦は妊婦とした（本稿の韓国語の日本語訳は筆者）。

⁴ 障害者等の便宜便宜法と移動便宜増進法の制定の背景等については、2016 年 11 月 21 日の（社団法人）障害物のない生活環境市民連帯事務総長の배용호（ペ・ユンホ）氏へのインタビューと同氏が作成した研修用資料を参考にしている。

⁵ 略称は韓国政府機関である法制処の国家法律情報センターのウェブサイトを参照。

<http://www.law.go.kr/lsInfoP.do?lsiSeq=125557#0000>

⁶ 보건복지부。直訳すると「保健福祉部」であり韓国では政府機関の ministry を「部」とするが、本稿では日本語の「省」を訳語に充てる。

⁷ 同規則の制定が 1993 年 12 月 20 日、国連総会において採択された「障害者の機会均等化に関する標準規則」（Standard Rules on the Equalization of Opportunities for Persons with Disabilities）（国連総会決議 48/96 により採択）にどの程度影響を受けたのかを解明するのは今後の課題の一つである。ちなみに日本では 1993 年に「高齢者・身体障害者

等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(ハートビル法)が施行されている。

8 例えば、全国紙である中央日報のウェブニュースでも「障害者も故郷に帰りたいー移動権保障を求める」といった記事がある。以下、URLを参照。

<http://news.joins.com/article/21181486>

9 障害者差別禁止法施行令第13条(移動、交通手段等の正当な便宜供与の適用対象及び正当な便宜の内容)

①法律第19条第8項により、交通事業者・交通行政機関が障害者の移動及び交通手段等の利用に必要な正当な便宜を提供しなければならない適用対象は「交通弱者の移動便宜増進法施行令」別表1に従う。

②法律第19条第8項による正当な便宜の内容は「交通弱者の移動便宜増進法施行令」別表2に従う。

③省略。

10 2016年11月23日、国立交通研究院総合交通本部박상우(パク・サンウ)研究院へのインタビューによる

11 障害物のない生活環境認証制度には、政府が運用する総合されたホームページのようなものはなく、各認証機関の個別のサイトで紹介されている。本稿では以下、障害者開発院のホームページのサイトを参照。

<https://bf.koddi.or.kr/index.aspx>

12 日本語仮訳は全日本ろうあ連盟の以下、URLを参照(訳者は筆者)。

<http://www.jfd.or.jp/info/2015/20160223-korea-sgh.pdf>

13 韓国手話言語法の制定過程については김철환 2015,7-14頁。

14 以下、第18条から第21条の条文を紹介する。

第18条(施設物アクセス・利用の差別禁止)

①施設物の所有・管理者は、障害者が当該施設物にアクセス・利用し、非常時に退避することにおいて、障害者を制限・排除・分離・拒否してはならない。

②施設物の所有・管理者は、補助犬及び障害者補助器具等を施設物に持ち込み、利用することを制限・排除・分離・拒否してはならない。

③施設物の所有・管理者は、障害者が当該施設物にアクセス・利用し、非常時に退避することにおいて、避難及び退避施設の設置等の正当な便宜の供与を正当な事由なしに拒否してはならない。

④第3項を適用することにおいて、その適用をうける施設物の段階的範囲及び正当な便宜

の内容等の必要な事項は、関係法令等に規定した内容を考慮し大統領令で定める。

第 19 条（移動及び交通手段等における差別禁止）

- ①「交通弱者の移動便宜増進法」第 2 条第 5 項及び第 6 項による交通事業者（以下“交通事業者”という）及び交通行政機関（以下“交通行政機関”という）は、移動及び交通手段等にアクセスし利用することにおいて、障害者を制限・排除・分離・拒否してはならない。
- ②交通事業者及び交通行政機関は、移動及び交通手段等の利用において、補助犬及び障害者補助器具等の同乗又は搬入及び使用を拒否してはならない。
- ③交通事業者及び交通行政機関は、移動及び交通手段等の利用において、障害者及び障害者に関係を有する者に、障害又は障害者が同行・同伴した補助犬又は障害者補助器具等を理由に、障害者ではない人より不利な料金制度を適用してはならない。
- ④交通事業者及び交通行政機関は、障害者が移動及び交通手段等を障害者ではない人と同等に利用し、安全で便利に歩行及び移動をすることができるようにするために必要な正当な便宜を供与しなければならない。
- ⑤交通行政機関は、交通事業者が障害者に対しこの法に定めた差別行為を行わないように広報・教育・支援・監督しなければならない。
- ⑥国家及び地方自治体は、運転免許試験の申請、受験、合格の全ての過程で、正当な事由なしに障害者を制限・排除・分離・拒否してはならない。
- ⑦国家及び地方自治団体は、障害者が運転免許試験のすべての過程を、障害者ではない人と同等に経ることができるように正当な便宜を供与しなければならない。
- ⑧第 4 項及び第 7 項を適用することにおいて、その適用対象の段階的範囲及び正当な便宜の内容等必要な事項は大統領令で定める。

第 20 条（情報アクセスにおける差別禁止）

- ①個人・法人・公共機関（以下、この条では“個人等”という）は、障害者が電子情報と非電子情報を利用し、それにアクセスすることにおいて、障害を理由に第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号で禁止した差別行為をしてはならない。
- ②障害者関連者として手話通訳、点訳、点字校正、朗読、代筆、案内等のために障害者を代理・同行する等、障害者の意思疎通を支援する者に対しては、何人も正当な事由なしに、これらの活動を強制・妨害し、又は不当な処遇をしてはならない。

第 21 条（情報通信・意思疎通での正当な便宜供与義務）

- ①第 3 条第 4 号及び第 6 号、第 7 号、第 8 号カ目後段及びナ目、第 11 号、第 18 号、第 19 号に規定された行為者、及び、第 12 号、第 14 号から第 16 号までの規定に関連した行為者、第 10 条第 1 項の使用者及び同条第 2 項の労働組合関係者（行為者が属する機関を含む。以下、この条で“行為者等”という）は、当該行為者等が生産・配布する電子

情報及び非電子情報について、障害者が障害者ではない人と同等にアクセス・利用することができるよう、手話、文字等の必要な手段を提供しなければならない。この場合、第3条第1項第8号カ目後段及びナ目でいう自然人は、行為者等に含まれない。

- ②公共機関等は、自らが主催又は主管する行事において、障害者の参加及び意思疎通のために必要な手話通訳士・文字通訳士・音声通訳士・補聴機器等、必要な支援をしなければならない。
- ③「放送法」によって放送物を送出する放送事業者と「インターネットマルチメディア放送事業法」第2条第5項によるインターネットマルチメディア放送事業者は、障害者が障害者ではない人と同等に、制作物又はサービスにアクセスしそれを利用することができるよう、字幕、クローズドキャプション、手話通訳、画面解説等、障害者の視聴の便宜サービスを提供しなければならない。
- ④「電気通信事業法」による基幹通信事業者（電話サービスを提供する事業者のみ該当する）は、障害者が障害者ではない人と同等にサービスにアクセスし、それを利用することができるよう、通信設備を利用する中継サービス（映像通話サービス、文字サービス、又は、その他放送通信委員会が定め告示する中継サービスを含む）を確保し、提供しなければならない。
- ⑤次の各号の事業者は、障害者が障害者ではない人と同等にアクセスし、利用することができるよう、出版物（電子出版物を含む。以下、この号で同じ）又は映像物を提供するために努めなければならない。但し、「図書館法」第18条による国立中央図書館は、新たに生産・配布する図書資料を点字、音声又は、拡大文字等で提供しなければならない。
 - 1. 出版物を定期的に発行する事業者
 - 2. 映画、ビデオ物等の映像物の制作業者及び配給業者
- ⑥第1項に伴う必要な手段を提供しなければならない行為者等の段階的範囲及び必要な手段の具体的な内容と、第2項に伴う必要な支援の具体的な内容及び範囲とその履行等に必要な事項は、大統領令で定める。

[参考文献]

〈日本語文献〉

- 川内美彦 2001. 「ユニバーサル・デザイン——バリアフリーへの問いかけ」学芸出版社。
- 崔榮繁 2010. 「韓国の障害者法制—障害者差別禁止法を中心に—」『アジア諸国の障害者法』小林昌之編 (アジア経済研究所, 2010年)。
- 2011. 「2011年5月13日 内閣府 障がい者制度改革推進会議差別禁止部会発表資料」内閣府ウェブサイト
(http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/s_kaigi/b_4/pdf/s2.pdf) 8-39
- 聴覚障害者制度改革推進中央本部 2013. 「米国・英国・韓国の情報アクセス・コミュニケーション政策～日本の未来への提言～」(聴覚障害者制度改革推進中央本部, 2013年10月10日)

〈韓国語文献〉

국토교통부 (国土交通省) 2016.

제 3 차 교통약이동편의증진계획(2017 ~ 2021) (第3次交通弱者移動便宜増進計画)

김철환 (キム・チョルファン) 2015. 「장애모델의 다중패러다임에 의거한

“수화언어법안”의 비교연구」(「障害モデルの多重パラダイムによる「手話言語法案」

의比較研究」) 경기대학교일반대학원 석사논문

(京義大学一般大学院修士論文) 2015. 2.

배용호 (베·윤호) 2009. 연수자료 (研修用資料)。

〈英語文献〉

U.N doc CRPD/C/KOR/CO/1”Concluding observations on the initial report of the Republic of Korea”.